
定 款

特定非営利活動法人ネットワークゆう

平成12年	9月13日	施行
平成18年	4月21日	変更
平成23年	3月21日	変更

特定非営利活動法人 ネットワークゆう 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人ネットワークゆうという。

(事務所の所在地)

第2条 この法人の事務所は、大阪府堺市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、核家族・少子高齢時代が進む現代社会で、市民の助け合いの精神による社会福祉活動によって、地域社会の福祉の増進につとめ、豊かで住みよいコミュニティの実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的達成のため、特定非営利活動促進法第2条別表
・第1号（保健、医療又は福祉の増進を図る）を行う。

(活動に係る事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う。
①家事援助及び介護・介助の事業
②通所介護等の事業
③指定居宅介護支援に関する事業
④食事サービスに関する事業
⑤研修・啓発等の事業
⑥福祉有償運送に関する事業
⑦その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員及び社員

(会員の種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法における社員とする。
①正会員この法人の趣旨に賛同し入会する個人、又は団体。
②賛助会員この法人の事業を賛助するために入会する個人、又は団体。

(入会)

第7条 設立後、正会員及び賛助会員として入会しようとする者は、理事会において別に定める内規による書式によって代表理事に入会を申請しなければならない。代表理事は、正会員の申し込みについては、正当な理由がない限り入会を認めるものとするが、入会を認めない場合は、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 正会員は、理事会において別に定める入会金を納入しなければならない。賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

- 2 会員が納入した入会金、会費及びその他の拠出金品はその理由を問わず、これを返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員は、理事会において別に定める内規による所定の書式を代表理事に提出して任意に退会することができる。

- 2 会員は、次の事由により資格を喪失する。
 - ①団体の解散又は個人の死亡。
 - ②除名されたとき。

(除名)

第10条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その会員に事前に弁明の機会を与えた上で、理事会の議決に基づき除名することができる。

- ①この定款又は規則に違反したとき。
- ②この法人の秩序を著しく害し、又は公序良俗に反する行為をしたとき。
- ③この法人の目的に反する行為をしたとき。

第3章 役員

(役員の種類及び定数)

第11条 この法人に次の役員を置く。

- ①理事5名以上10名以内
- ②監事2名

(役員を選任)

第12条 役員は、総会において選任する。

- 2 監事は、理事又は職員を兼任することはできない。
- 3 理事の中からその互選によって、次の役職者を選任する。
 - ①代表理事 1名
 - ②副代表理事 1名

(理事の職務)

第13条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総括する。

- 2 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会の構成員として、法令・定款及び総会の議決に基づき、この法人の業務の執行を決定する。

(監事の職務)

第14条 監事は次の業務を行うものとし、その執行にあたって必要なときはいつでも理事に対して報告を求め、調査することができる。

- ①理事の業務執行の状況を監査すること。
- ②この法人の財産の状況を監査すること。
- ③前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は大阪府知事に報告すること。
- ④前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。
- ⑤理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べる

こと。

(役員任期及び欠員補充)

- 第15条 役員任期は、2年とする。ただし再任はさまたげない。
- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
 - 3 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第16条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、その役員に弁明の機会を与えた上で総会において出席者の3分の2以上の議決に基づいて解任することができる。
- ①心身の故障のため職務の執行に堪えられないと認められるとき。
 - ②職務上の義務違反があると認められるとき。
 - ③その他役員として相応しくない行為があると認められるとき。

(役員報酬)

- 第17条 役員は無給とする。ただし、代表理事については予算の範囲内において理事会の決議により報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その業務執行に必要な費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、理事会において別に定める。

(顧問)

- 第18条 この法人は、理事会の決議により、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、代表理事の諮問に応じ助言を行い、又は理事会の要請があるときは、これに出席して意見を述べることができる。
 - 3 顧問に関する必要事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第4章 総会

(総会の構成)

- 第19条 総会は、この法人の最高の意思決定機関であって、正会員をもって構成する。
- 2 正会員以外の他の会員は、総会に出席し意見を述べることができる。
 - 3 総会は、定時総会と臨時総会とする。

(総会の機能)

- 第20条 総会は、法令又はこの定款に定めるもののほか、この法人の運営に関する次の事項を議決する。
- ①事業報告及び収支決算の承認
 - ②役員を選任及び解任
 - ③その他理事会において庶務処理上重要であると認め付議された事項

(総会の開催)

- 第21条 定時総会は、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - ①理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - ②正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して招集の請求があったとき。
 - ③監事が第14条第1項第4号の規定により招集したとき。

(総会の招集)

- 第22条 総会は、前条第2項3号によって監事が招集する場合を除いて、代表理事が招集する。
- 2 代表理事は、前条第2項第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。
 - 3 総会を招集するときは、総会の日時、場所、及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに会員に対して通知しなければならない。

(総会の議長)

第23条 総会の議長は、その総会において、出席正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第24条 総会においては、この定款に他に定めがない限り、正会員の2分の1以上の出席がなければ開催することができない。

(総会の議決)

第25条 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会における書面表決等)

- 第26条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(会議の議事録)

- 第27条 総会の議事については、議長において議事録を作成する。
- 2 議事録には、議長及びその会議に出席した正会員の中からその会議において選任された議事録著名人2人以上が署名押印した上、この議事録をこの法人の事務所において5年間備え置く。

第5章 理事会

(理事会の構成)

- 第28条 理事会は、理事を持って構成する。
- 2 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の事項を議決する。
 - ①収支予算及び事業計画の決定
 - ②総会の議決した事項の執行に関する事項
 - ③総会に付議すべき事項
 - ④その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

- 第29条 理事会は、毎事業年度4回以上、代表理事が招集する。
- 2 理事現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき、代表理事は、速やかに理事会を招集しなければならない。
 - 3 代表理事が理事会を召集するときは、会議に付議すべき事項、日時、場所を示して、開催日の3日前までに、理事及び監事に対し、書面をもって通知しなければならない。

- 4 監事はその業務執行上必要あるときは、理事会の開催を請求することができる。

(理事会の議事)

第30条 理事会の議長は代表理事がこれにあたる。ただし、代表理事に支障があるときは、副代表理事またはその指名する理事がこれにあたる。

- 2 理事会においては理事現在数の3分の1以上の出席がなければ開催することができない。
- 3 理事会の議事はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 監事は理事会に出席して意見を述べるができるものとする。
- 5 理事会の議事については、事務局において議事録を作成する。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第31条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- ①財産目録に記載された財産
- ②入会金及び会費
- ③寄付金及び助成金
- ④事業に伴う収入
- ⑤資産から生ずる収入
- ⑥その他の収入

(資産の管理)

第32条 この法人の資産は、理事会の決議を経て、代表理事が管理する。

- 2 この法人の経費は資産をもって支弁する。

(収支予算及び決算)

第33条 この法人の事業計画及び収支予算は、理事会で決定する。ただし、事業開始までに収支予算が決定されないときは、前年度の予算を基準として執行し、それによる収入支出は、成立した予算の収入支出とすることができる。

- 2 収支決算は事業年度終了後3か月以内に、事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支計算書とともに、監事の監査を受け、監査報告書を添えて総会の承認を得なければならない。
- 3 この法人の会計については、一般会計のほか、必要により特別会計を設けることができる。
- 4 会計の決算上、余剰金が生じたときは、翌事業年度に繰り越すものとし、構成員に分配してはならない。

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第35条 この定款を変更するときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を経なければならない。

(解散)

第36条 この法人は、特定非営利活動促進法第31条第1項第3号から第7号の規定によるほか、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経て、解散する。

第8章 事務局

第37条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には所要の職員を置くことができ、その任免は代表理事が行う。
- 3 理事は職員を兼職することができる。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会において定める。

(備え付け書類)

第38条 事務局には、定款、その認証及び登記に関する書類の写しを備えおかなければならない。

- 2 事務局は毎事業年度はじめの3ヶ月以内に、前年度における下記の書類を作成し、翌々事業年度の末日まで備え置かなければならない。
 - ①前事業年度の事業報告書・財産目録・貸借対照表・収支計算書
 - ②役員名簿、(前事業年度に役員であった者全員)
 - ③前号の役員名簿のうち前事業年度において報酬を受けた者全員の氏名を記載した書面。
 - ④前事業年度において正会員であった10人以上の者の氏名(法人にあってはその名称及び代表者氏名)及び住所または居所を記載した書面。

(閲覧)

第39条 会員及び利害関係人から前条の備え付けの書類の閲覧請求があったときは、正当な理由がない限り、これに応じなければならない。

第9章 雑則

(公告)

第40条 この法人の公告は官報においてこれを行う。

(委任)

第41条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。